

2017年度①

商 法

(全 2 ページ)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

商 法①

I 白地手形とはどのようなものか、説明しなさい (150字以内)。(20点)

II 次の問題〔1〕・〔2〕につき、それぞれ解答しなさい。その際、単に結論を出すだけでなく、結論を裏付ける理由についても簡潔に示しなさい。(計80点)

〔1〕 甲株式会社 (以下「甲社」) は、精密機械の製造・販売を事業目的とする取締役会設置会社であり、上場会社である。甲社の取締役は、代表取締役Aのほか、BおよびCを含む7名である。甲社は、業界の中堅として確固たる地位を築いてきたが、近年の業績は低迷していた。甲社の取締役会は、来月に迫った定時株主総会 (以下「本件総会」) でA、BおよびCが任期満了となるため、取締役の選任を本件総会の議題とし、A、BおよびCを取締役として選任する議案 (以下「本件会社提案」) を本件総会の議案として提出することを決定した。

甲社の株主であるX株式会社 (以下「X社」) は、甲社の業績低迷は、経済環境の厳しさを理由とするだけでなく、現経営陣の経営能力にも問題があると感じていた。そこで、X社の代表取締役Dは、自身は本件総会と同日に開催される別の株主総会に出席する一方で、従業員E (甲社の株主ではない) に対し、本件会社提案に反対するよう指示して委任状および議決権行使書面を交付した。本件総会の当日、Eが、当該委任状および当該議決権行使書面を提出して本件総会の会場に入場しようとしたところ、甲社は、「株主総会における議決権の代理行使の資格を株主に限る」旨の定款規定が存在することを理由に、Eを入場させなかった。

本件総会が開会されると、議長Aは、本件会社提案の提案理由を説明し、審議に入った。審議中、甲社の個人株主であるYが、取締役の人材を社外にも求めるべきだと発言したうえで、Fを取締役として選任する議案 (以下「本件株主提案」) を提出した。しかし、Aは、本件株主提案を無視して採り上げず、最終的に、本件会社提案が可決された (以下、「本件総会決議」)。

以上の事実関係のもとで、X社およびYは、本件総会決議の効力を争うことができるか、論じなさい。(40点)

〔2〕 乙株式会社（以下「乙社」）は、リゾートホテルの経営を事業目的とする取締役会設置会社である。乙社の取締役は、代表取締役P、取締役兼財務部長Q、取締役兼営業部長Rの3名である。

Pは、個人的な株式投資の失敗により多額の負債を抱えており、その借入金を返済するため、Pが保有する不動産（以下「本件不動産」）を知人等に売却したいと考えていたが、結局、Pの希望する価額（1億円）で本件不動産を購入しようとする者は現れなかった。そこで、Pは、乙社に本件不動産を買い取らせようと考えて、独断で、乙社を代表して、乙社が本件不動産を1億円で購入する旨の売買契約（以下「本件売買契約」）を締結した。Pは、売買代金として1億円を受け取り、自らの借金の返済に充てた。

その後、乙社の内部監査によって、Pが、取締役会決議を経ないまま、本件売買契約を締結していたこと、および、本件売買契約の時点において本件不動産の適正な評価額は5000万円であったことが明らかになった。また、社内調査によって、Qは、Pが独断で本件売買契約を締結しようとしていることを事前に部下から知らされていたものの、乙社が本件不動産を購入すれば乙社の事業に利点があると考え、本件売買契約の締結を黙認していたことが明らかになった。他方、Rは、Pが株式投資の失敗によって多額の負債を抱えていること、および、Pが本件不動産を保有していることを知っていたが、Pが乙社に本件不動産を購入させようとしていることは知らず、そのようなことを窺わせる事情も認識していなかった。なお、本件不動産の買取りは、乙社の利益に貢献していない。

以上の事実関係のもとで、P、QおよびRの乙社に対する会社法上の損害賠償責任の成否について論じなさい。（40点）